

総行選第110号

平成30年10月24日

各都道府県知事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各指定都市市長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の一部を  
改正する省令の施行について（通知）

第196回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第75号。以下「改正法」という。）は、平成30年7月25日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、それぞれ平成30年政令第299号及び平成30年総務省令59号をもって、ともに本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の改正は、改正法による公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の改正に伴い、法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿掲載者（以下「特定枠名簿掲載者」という。）に係る規定の整備等を目的として行われ、改正令及び改正規則は、改正法の施行の日（平成30年10月25日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規則を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

## 記

### 第1 指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例における船長から船員への情報提供に関する事項

指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例について、船長は、当該指船舶等の航海中に、特定枠名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位を知った場合には、直ちにこれらを船員に対して知らせるよう努めなければならないものとされたこと。（新令第59条の6第7項関係）

### 第2 選挙長が行う立候補届出等に係る通知に関する事項

選挙長は、参議院名簿の届出があった場合において、特定枠名簿登載者については、氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに当選人となるべき順位を直ちに都道府県の選挙管理委員会等に通知しなければならないもの等とされたこと。（新令第92条第6項及び第9項関係）

### 第3 参議院名簿登載者の選挙運動に係る規定の整備

特定枠名簿登載者について、参議院名簿登載者としての選挙事務所の設置等は認めないものとされたことに伴い、所要の規定の整備を図るものとされたこと。（新令第108条第1項等関係）

### 第4 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出等に係る規定の整備

参議院名簿による候補者の届出書や開票録等の様式について、特定枠名簿登載者に係る規定の整備を図るものとされたこと。（新規則第12条の5関係）

### 第5 参議院比例代表選出議員の選挙における補充立候補者の氏名等の掲示の方法に係る規定の整備

改正法により、特定枠名簿登載者に関する投票記載所の氏名等の掲示については、氏名及び順位を他の参議院名簿登載者と区分して、他の参議院名簿登載者の次に掲載することとされたことに伴い、所要の規定の整備を図るものとされたこと。（新規則第21条の2関係）

### 第6 施行期日等に関する事項

- 1 新令及び新規則は、改正法の施行の日（平成30年10月25日）から施行するものとされたこと。（新令附則第1条及び新規則附則第1項関係）

- 2 新令の規定（新令第92条第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定を除く。）及び新規則の規定（新規則別記第9号様式、別記第11号様式、別記第13号様式の7及び別記第13号様式の7の3の規定を除く。）は、1の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（新令附則第2条第1項及び新規則附則第2項関係）
- 3 新令第92条第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（新令附則第2条第2項関係）
- 4 その他所要の規定の整備を図るものとされたこと。

以上